

## 教育委員会定例会日程

平成27年3月19日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 議事

#### 日程第1

##### 議案第14号

小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止する規則について（青少年課）

#### 日程第2

##### 議案第6号

史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について（文化財課）

### 5 報告事項

(1) 史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会部会員の委嘱について

(資料1 文化財課)

### 6 議事

#### 日程第3

##### 議案第7号

小田原市いじめ防止対策調査会規則について（教育総務課）

#### 日程第4

##### 議案第8号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則について（教育指導課）

#### 日程第5

##### 議案第9号

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について（教育指導課）

#### 日程第6

##### 議案第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について（教育総務課）

日程第 7

議案第 1 1 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正  
する規則について (教育総務課)

日程第 8

議案第 1 5 号

小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程について  
(教育総務課)

日程第 9

議案第 1 2 号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改  
正する規則について (教育総務課)

日程第 1 0

議案第 1 3 号

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第 1 1

議案第 1 6 号

平成 2 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針  
について (教育総務課)

日程第 1 2

議案第 5 号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

7 その他

8 閉 会

議案第14号

小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止する規則について

小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止する規則について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止する規則

小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則（昭和40年小田原市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止する規則

### [廃止理由]

小田原市塔ノ峰青少年の家条例が廃止され、小田原市塔ノ峰青少年の家を廃止することに伴い、小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止する。

### [廃止年月日]

平成27年 4 月 1 日

議案第6号

史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について

史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿

(任期 平成27年4月1日～平成29年3月31日)

氏名	職業等	専門	新・再
おわだ てつお 小和田 哲男	大学名誉教授	中世	再任
おがさわら きよし 小笠原 清	報徳博物館館長	城郭	再任
いけがみ ひろこ 池上 裕子	大学名誉教授	中世	再任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	考古学研究者	考古学	再任
おざわ あさえ 小澤 朝江	大学教授	建築史	再任
こいで かずお 小出 和郎	大学講師	都市工学	再任
たなか てつお 田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長	造園	再任
みやうち やすゆき 宮内 泰之	大学准教授	造園	再任
いとう まさよし 伊藤 正義	大学教授	考古学	再任
かめい のぶお 亀井 伸雄	東京文化財研究所所長	建築史	再任
すぎもと ふみこ 杉本 史子	大学教授	近世	再任

## 史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会部会員候補者名簿

(任期 平成27年4月1日～平成29年3月31日)

氏名	職業等	専門	新・再
おがさわら きよし 小笠原 清	・ 史跡小田原城跡調査・整備委員会副委員長 ・ 報徳博物館館長	城郭	再任
こいで かずお 小出 和郎	・ 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員 ・ 大学講師 ・ 株式会社都市環境研究所代表取締役所長	都市工学	再任
みやうち やすゆき 宮内 泰之	・ 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員 ・ 大学准教授	造園	再任
かつやま てるお 勝山 輝男	・ 小田原市文化財保護委員会副委員長 ・ 神奈川県立生命の星・地球博物館学芸部長	植物	再任
すぎやま きいち 杉山 幾一	・ NPO法人地域歴史環境資源保存活用支援 機構理事長	考古	再任
すずき たかし 鈴木 崇	・ 日本ガーデンデザイン専門学校講師 ・ 1級造園施工管理技士 ・ 鈴木崇造園設計事務所代表取締役	造園	再任
とみた かい 富田 改	・ 樹木医 ・ 日本樹木医会神奈川県支部 ・ 株式会社湘南グリーンサービス代表取締役	樹木	再任
きむら ひであき 木村 秀昭	・ 小田原市自治会総連合会長	市民委員	再任
もみじがわ たけのり 楓川 剛徳	・ NPO法人小田原ガイド協会会長	市民委員	再任
もりや しょういち 森谷 昭一	・ 全国森林インストラクター ・ 森谷工房代表	市民委員	再任
すぎやま みのる 杉山 実	・ 歴史と文化のまち小田原を考える会代表	市民委員	再任
ししくら まさひろ 宍倉 正弘	・ 小田原城址の緑を守る会	市民委員	再任

議案第7号

小田原市いじめ防止対策調査会規則について

小田原市いじめ防止対策調査会規則について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市いじめ防止対策調査会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市いじめ防止対策調査会（以下「調査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 調査会は、次に掲げる事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

- (1) 小田原市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のために講ずる対策の実効性の向上に関する事項
- (2) 市立の小学校又は中学校で発生したいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に関する事項

(委員)

**第3条** 調査会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
  - (2) 弁護士
  - (3) 臨床心理士
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第4条** 調査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 調査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 調査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 調査会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求

め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第8条** 調査会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 小田原市いじめ防止対策調査会規則

### [制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市いじめ防止対策調査会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

### [内 容]

#### 1 所掌事務（第2条関係）

調査会は、次に掲げる事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

- (1) 小田原市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のために講ずる対策の実効性の向上に関する事項
- (2) 市立の小学校又は中学校において発生したいじめ防止対策推進法に規定する重大事態に関する事項

#### 2 委員（第3条関係）

調査会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとし、その任期は、2年とすることとする。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 臨床心理士
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

#### 3 会長（第4条関係）

調査会に会長を置き、委員の互選により定めることとするほか、会長の権限及び任期について定めることとする。

#### 4 会議（第5条関係）

調査会の会議は、会長が招集し、その議長となることとする。また、調査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこととし、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることとする。

#### 5 関係者の出席（第6条関係）

調査会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

6 秘密の保持（第7条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

7 庶務（第8条関係）

調査会の事務は、教育部教育総務課において処理することとする。

[適用]

平成27年4月1日

議案第9号

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年小田原市条例第 号）第8条の規定に基づき、小田原市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）の保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育料の納入通知)

**第2条** 市立幼稚園の保育料の納入の通知は、保育料納入袋（別記様式）により行うものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例施行規則の廃止)

3 小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例施行規則（昭和50年小田原市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

(経過措置)

4 前項の規定による廃止前の小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式 (第2条関係)

年度

保育料納入袋

No.

幼稚園名			
園児氏名			
保護者氏名			
住所			
	金額	納入期限	
保育料	円	毎月末日	

上記のとおり納付してください。

年 月 日

小田原市長

印

上記の金額領収いたしました。

保 育 料	4	5	6	7
	8	9	10	11
	12	1	2	3

## 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則

### [制定理由]

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の施行に伴い、小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

### [内 容]

#### 1 保育料の納入通知（第2条及び別記様式関係）

市立幼稚園の保育料の納入の通知は、保育料納入袋により行うこととする。

#### 2 小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例施行規則の廃止（附則第3項関係）

小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例施行規則を廃止することとする。

### [適 用]

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間の保育料について適用

議案第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の廃止)

**第1条** 小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則(平成15年小田原市教育委員会規則第3号)は、廃止する。

(小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正)

**第2条** 小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則(昭和56年小田原市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの(以下「規則等」という。)の公布に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公布)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 規則等を公布しようとするときは、原本に公布の旨、年月日及び教育委員会名を記入し、その末尾に<u>教育長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの(以下「規則等」という。)の公布に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公布)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 規則等を公布しようとするときは、原本に公布の旨、年月日及び教育委員会名を記入し、その末尾に<u>委員長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(小田原市教育委員会会議規則の一部改正)

**第3条** 小田原市教育委員会会議規則(平成7年小田原市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>議事録</u>(第17条~第19条の2)</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>会議録</u>(第17条~第19条)</p>

第4章・第5章 (略)

附則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条の規定に基づき、小田原市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議等に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

**第2条** (略)

- 2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに会議開催の日時及び場所を告示するものとする。
- 3 第1項の規定による通知及び前項の規定による告示は、開会の日<sup>の</sup>3日前までにしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

**第3条** (略)

- 2 委員は、会議に出席できないときは、開会時刻までに教育長にその旨を届け出なければならない。

(定例会及び臨時会)

**第4条** (略)

- 2 (略)
- 3 臨時会は、教育長が必要があると認めたときに招集する。
- 4 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定に基く会議の招集の請求があったときは、臨時会を招集するものとする。

第4章・第5章 (略)

附則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定に基づき、小田原市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議等に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

**第2条** (略)

- 2 会議の招集を行った場合には、委員長は、直ちに会議開催の日時及び場所を告示するものとする。
- 3 第1項の規定による通知及び前項の規定による告示は、開会の日<sup>の</sup>3日前までにしなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

**第3条** (略)

- 2 委員は、会議に出席できないときは、開会時刻までに委員長にその旨を届け出なければならない。

(定例会及び臨時会)

**第4条** (略)

- 2 (略)
- 3 臨時会は、委員長が必要があると認めたときに招集する。

(会議の公開等)

**第5条** 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、会議を公開しないこととする場合は、教育長は、教育長が指定する者以外の者を、全て議場の外に退去させなければならない。

(開会、閉会等)

**第7条** 開会、閉会、延会、休憩及び中止は、教育長が宣告する。

(議事日程)

**第8条** 教育長は、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を作成し、これを委員に配布しなければならない。

(職員の出席)

**第9条** 教育長は、議事に関して必要があると認めるときは、関係する職員を出席させ、当該職員に報告又は説明を求めることができる。

(議題の宣告)

**第10条** 教育長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 教育長は、審議上必要があると認めるとき

(会議の公開等)

**第5条** 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、会議を公開しないこととする場合は、委員長は、委員長が指定する者以外の者を、すべて議場の外に退去させなければならない。

(開会、閉会等)

**第7条** 開会、閉会、延会、休憩及び中止は、委員長が宣告する。

(議事日程)

**第8条** 委員長は、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を作成し、これを委員に配布しなければならない。

(職員の出席)

**第9条** 委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、関係する職員を出席させ、当該職員に報告又は説明を求めることができる。

(議題の宣告)

**第10条** 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 委員長は、審議上必要があると認めるとき

は、2以上の事件を一括して議題とすることができる。

(発言)

**第11条** 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(動議)

**第12条** (略)

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(採決)

**第13条** 教育長は、議題について論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。

**第14条** 採決の方法は、挙手とする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票により採決することができる。

**第15条** 採決のとき、出席者は、採決の数に加わらなければならない。

### 第3章 議事録

(議事録の作成)

**第17条** 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。

(署名委員)

**第18条** 議事録には、教育長及び教育長が指

は、2以上の事件を一括して議題とすることができる。

(発言)

**第11条** 発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(動議)

**第12条** (略)

2 動議が提出されたときは、委員長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(採決)

**第13条** 委員長は、議題について論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。

**第14条** 採決の方法は、挙手とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票により採決することができる。

**第15条** 採決のとき、議席にいる委員は、採決の数に加わらなければならない。

### 第3章 会議録

(会議録の作成)

**第17条** 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

(署名委員)

**第18条** 会議録には、委員長及び委員長が指

名した出席委員2名が署名しなければならない。

(記載事項)

**第19条** 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 出席者の氏名
- (3)～(6) (略)
- (7) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

2 取り消された発言は、議事録に記載しない。

(議事録の公表)

**第19条の2** 教育長は、議事録(第5条第1項ただし書きの規定により公開しないこととされた会議の議事録を除く。)を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表するものとする。

(事情説明)

**第21条** 請願者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。

(採否)

**第22条** 請願書を受理したときは、教育長は、請願の採否を会議に付し、議決しなければならない。

(処理)

**第23条** 教育長は、教育委員会において採択すべきものと決定した請願について処理したときは、その経過及び結果を教育委員会に報

名した出席委員2名が署名しなければならない。

(記載事項)

**第19条** 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 出席委員の氏名
- (3)～(6) (略)
- (7) その他委員長が必要と認める事項

2 取り消された発言は、会議録に記載しない。

(事情説明)

**第21条** 請願者は、委員長の許可する時間内において、事情を述べることができる。

(採否)

**第22条** 請願書を受理したときは、委員長は、請願の採否を会議に付し、議決しなければならない。

(処理)

**第23条** 委員長は、採択すべきものと決定した請願のうち、教育長において措置することが相当と認めるものについては、教育長に処

告しなければならない。

2 (略)

(関係者の出頭)

**第24条** 教育長は、委員会の所管事項について調査、研究等の必要があると認めるときは、証人その他の関係者の出頭を求めることができる。

(協議会)

**第25条** 教育長は、委員会の所管事項について、事務局から報告を受ける必要があると認めるとき又は調査、研究等の必要があると認めるときは、会議の他に協議会を開くことができる。

(その他)

**第26条** この規則に定めるもののほか、委員会の会議について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

理させ、その経過及び結果の報告を受けなければならない。

2 (略)

(関係者の出頭)

**第24条** 委員長は、委員会の所管事項について調査、研究等の必要があると認めるときは、証人その他の関係者の出頭を求めることができる。

(協議会)

**第25条** 委員長は、委員会の所管事項について、事務局から報告を受ける必要があると認めるとき又は調査、研究等の必要があると認めるときは、会議の他に協議会を開くことができる。

(その他)

**第26条** この規則に定めるもののほか、委員会の会議について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(小田原市教育委員会傍聴規則の一部改正)

**第4条** 小田原市教育委員会傍聴規則(昭和56年小田原市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(傍聴の禁止) <b>第3条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると <u>教育長</u> が認める者	(傍聴の禁止) <b>第3条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると <u>委員長</u> が認める者

(定員)

**第4条** 傍聴する者の定員は、10人とする。  
ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(退場)

**第6条** (略)

2 教育長は、傍聴する者がこの規則の規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

3 (略)

**様式第2号** (第2条関係)

傍聴券

<p>小田原市教育委員会会議傍聴券</p> <p>年 月 日 No. _____</p> <p>小田原市教育委員会 印</p>
---

(定員)

**第4条** 傍聴する者の定員は、10人とする。  
ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(退場)

**第6条** (略)

2 委員長は、傍聴する者がこの規則の規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

3 (略)

**様式第2号** (第2条関係)

傍聴券

<p>小田原市教育委員会会議傍聴券</p> <p>年 月 日 No. _____</p> <p>小田原市教育委員会委員長 印</p>
--

(小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

**第5条** 小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営</p>	<p>小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営</p>

に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第25条第1項の規定に基づく委任その他事務  
処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

**第2条** 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、  
その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を  
定めること。
- (2) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制  
定又は改廃に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に  
関すること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事  
件についての意見を申し出ること。
- (5) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、  
生徒指導及び職業指導の基本方針に関する  
こと。
- (6) 重要な教育財産の取得及び処分を申し出  
ること。
- (7) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒そ  
の他の進退について内申すること。
- (8) 県費負担教職員の服務及び監督の一般方  
針を定めること。
- (9) 教育委員会事務局職員及び学校その他の  
教育機関の職員（県費負担教職員を除  
く。）の任免、分限及び懲戒に関すること。

に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第26条第1項の規定に基づく委任及び専決  
その他事務処理に関し必要な事項を定めるも  
のとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる  
用語の意義は、当該各号に定めるところによ  
る。

- (1) 部長 小田原市教育委員会職員職名規則  
（昭和36年小田原市教育委員会規則第1  
号。以下「職名規則」という。）別表第1  
に規定する部長をいう。
- (2) 副部長 職名規則別表第2に規定する副  
部長をいう。
- (3) 管理監 職名規則別表第2に規定する管  
理監をいう。
- (4) 課長 職名規則別表第1に規定する課長  
及び職名規則別表第2に規定する担当課長  
をいう。
- (5) 校長 小田原市立学校組織規則（昭和  
30年小田原市教育委員会規則第2号。以  
下「学校組織規則」という。）第2条（学  
校組織規則第12条において準用する場合  
を含む。）に規定する校長をいう。
- (6) 教頭 学校組織規則第2条に規定する教  
頭をいう。
- (7) 指導主事 職名規則別表第2に規定する  
指導主事をいう。
- (8) 副課長 職名規則別表第2に規定する副  
課長及び担当副課長をいう。
- (9) 園長 学校組織規則第13条第1項に規  
定する園長をいう。

(10) 附属機関の委員の委嘱に関すること。

(11) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

(12) 学校その他の教育機関の管理及び運営の基本方針の策定に関すること。

(13) 学校その他の教育機関の施設の工事の計画の策定に関すること。

(14) 通学区域の設定又は変更に関すること。

(15) 小田原市立の小学校及び中学校の教科用図書の採択に関すること。

(16) 文化財の指定及び廃止に関すること。

(17) 不服申立て及び訴訟に関すること。

(18) 請願及び陳情に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち重要なものについては、直近の教育委員会会議において報告しなければならない。

(10) 専門監 職名規則別表第2に規定する専門監をいう。

(11) 係長 職名規則別表第1に規定する係長をいう。

(12) 副園長 学校組織規則第13条第1項に規定する副園長をいう。

(付議事項)

**第3条** 次に掲げる事項は、教育委員会会議に付さなければならない。

(1) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理、廃止及び位置の変更に係る基本的事項に関すること。

(2) 教育長並びに部長、副部長、管理監、課長、指導主事、副課長、専門監、係長、社会教育主事、園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関すること。

(3) 校長（園長を除く。）及び教頭の任免その他の進退についての内申に関すること。

(4) 教育機関の長たる嘱託員及び附属機関の委員の委嘱及び解嘱に関すること。

(5) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、

生徒指導及び職業指導の基本方針に関する  
こと。

- (6) 教科書の採択に関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備  
の整備の基本方針に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修  
の基本方針に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに  
児童、生徒及び幼児の保健、安全、厚生及  
び福利の基本方針に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生の基  
本方針に関すること。
- (11) 学校給食の基本方針に関すること。
- (12) 生涯学習の基本方針に関すること。
- (13) 市文化財の指定及び廃止に関すること。
- (14) 教育予算その他議会の議決を経るべき  
事案についての市長に対する意見の申出に  
関すること。
- (15) 教育委員会規則の制定改廃に関するこ  
と。
- (16) 小学校、中学校の通学区域の設定又は  
変更に関すること。
- (17) 教育に関する事務の管理及び執行の状  
況の点検及び評価に関すること。
- (18) 請願に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、特に重要  
な事項に関すること。

(事務の臨時代理)

**第3条** 前条各号に掲げる事項について緊急そ  
の他やむを得ない事情があるとき、又はあら  
かじめ教育委員会の指示を受けたときは、教  
育長がその事務を臨時に代理することができ  
る。

(事務の臨時代理)

**第4条** 前条各号に掲げる事項について急施そ  
の他やむを得ない事情があるとき、又はあら  
かじめ教育委員会の指示を受けたときは、教  
育長がその事務を臨時に代理することができ  
る。

2 (略)

2 (略)

(教育長の専決)

**第5条** 教育長は、前2条に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

(1) 教育長並びに部長、副部長、管理監、課長、指導主事、副課長、専門監、係長、社会教育主事、園長及び副園長を除く教育委員会職員の任免、分限及び懲戒に関すること。

(2) 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。

(3) 附属機関以外の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

(4) 重要な諮問、通知、申請、照会、回答、依頼、協議、報告、進達等に関すること。

(5) 告示、公告、訓令及び指令に関すること。

2 教育長は、前項の規定により事務を専決した場合において必要と認めるときは、直近の教育委員会会議において報告しなければならない。

(委任)

**第6条** 前3条に定める事項以外の事項は、教育長に委任する。

(異例事態の処理)

**第7条** 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要又は異例の事態が生じたときは、これを教育委員会会議に付することができる。

(小田原市教育委員会公印規則の一部改正)

**第6条** 小田原市教育委員会公印規則(昭和45年小田原市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公印の種類) <b>第2条</b> (略) 2 前項の公印の種類は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) (略) (2) 職印 ア 削除 イ～シ (略)	(公印の種類) <b>第2条</b> (略) 2 前項の公印の種類は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) (略) (2) 職印 ア <u>教育委員会委員長印</u> イ～シ (略)

改 正 後				
<b>別表第1</b> (第3条関係)				
公印の名称	形式	書体	寸法	管守者
(略)				
小田原市立何々幼稚園之印	6	"	"	幼稚園長
<u>小田原市教育委員会教育長印</u>	<u>8</u>	古印体	方21mm	教育総務課長
(略)				

改 正 前				
<b>別表第1</b> (第3条関係)				
公印の名称	形式	書体	寸法	管守者
(略)				
小田原市立何々幼稚園之印	6	"	"	幼稚園長
<u>小田原市教育委員会委員長之印</u>	<u>7</u>	"	方21mm	教育総務課長
<u>小田原市教育委員会教育長印</u>	<u>8</u>	古印体	"	"
(略)				

改 正 後	改 正 前
<b>別表第2</b> （第3条関係） 1～6 （略） 7  <u>削除</u>  8～18 （略）	<b>別表第2</b> （第3条関係） 1～6 （略） 7 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">             小 田 原 市              教 育 委 員 会              委 員 長 之 印           </div> 8～18 （略）

（小田原市立学校組織規則の一部改正）

**第7条** 小田原市立学校組織規則（昭和30年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（この規則の目的） <b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第21条第1号</u> の規定に基づき、小田原市立学校の教育機能を効率的に発揮させるに足るその内部組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（この規則の目的） <b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第23条第1号</u> の規定に基づき、小田原市立学校の教育機能を効率的に発揮させるに足るその内部組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の廃止に伴う経過措置）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による廃止前の小

田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

(小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則第1条及び第2条第2項の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則第1条及び第2条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(小田原市教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の小田原市教育委員会会議規則目次、第1条、第2条第2項、第3条第2項、第4条第3項及び第4項、第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項、第12条第2項、第13条から第15条まで、第3章、第21条、第22条、第23条第1項並びに第24条から第26条までの規定は適用せず、第3条の規定による改正前の小田原市教育委員会会議規則目次、第1条、第2条第2項、第3条第2項、第4条第3項、第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項、第12条第2項、第13条から第15条まで、第3章、第21条、第22条、第23条第1項及び第24条から第26条までの規定は、なおその効力を有する。

(小田原市教育委員会傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の小田原市教育委員会傍聴規則第3条、第4条、第6条第2項及び様式第2号の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の小田原市教育委員会傍聴規則第3条、第4条、第6条第2項及び様式第2号の規定は、なおその効力を有する。

(小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

(小田原市教育委員会公印規則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 改正法附則第2条第1項の場合においては、第6条の規定による改正後の小田原市教育委員会公印規則第2条第2項、別表第1及び別表第2の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の小田原市教育委員会公印規則第2条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

[制定理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置され、従来の教育委員長が廃止されること等に伴い、小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則を廃止するほか、整備が必要な小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則ほか5件の規則を一括して改正するため制定する。

[内 容]

1 小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の廃止（整備規則第1条関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長に事故があるとき等に、教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行うこととする規定が削除されることに伴い、当該規則を廃止することとする。

2 小田原市教育委員会会議規則の一部改正（整備規則第3条関係）

(1) 教育委員会の委員による会議の招集（第4条関係）

教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、臨時会を招集するものとする。

(2) 議事録の公表（第19条の2関係）

教育長は、議事録を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表するものとする。

(3) その他

規定を整備することとする。

3 小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正（整備規則第5条関係）

(1) 教育長に対する事務の委任（第2条関係）

教育長に委任する事務の範囲を定めることとするほか、教育長は、当該委任された事務のうち重要なものについては、直近の教育委員会会議に報告しなけ

ればならないこととする。

- (2) 教育長の専決事項等の規定の削除（第1条、第3条及び第5条～第7条関係）

教育委員会会議への付議事項の規定及び教育長の専決事項の規定並びに教育長に委任された事務について重要又は異例の事態が生じたときの教育委員会会議への付議の規定を削除することとする。

- 4 小田原市教育委員会公印規則の一部改正（整備規則第6条関係）

小田原市教育委員会委員長之印を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこととする。（第2条、別表第1及び別表第2関係）

- 5 教育委員長制度の廃止及び新教育長の設置並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項の移動に伴う規定の整備（整備規則第2条～第5条及び第7条関係）

次の規則について、教育委員長に係る規定を教育長に係る規定とすることとするほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

- (1) 小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則
- (2) 小田原市教育委員会会議規則
- (3) 小田原市教育委員会傍聴規則
- (4) 小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則
- (5) 小田原市立学校組織規則

- 7 旧教育長に関する経過措置（整備規則附則第2項～第7項関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例により在職することとされた旧教育長が当該旧教育長として在職する間は、この規則による改正後の小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則ほか5件の規則の規定を適用しないこととし、この規則による改正前の小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則ほか5件の規則及び1による廃止前の小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の規定は、なおその効力を有することとする。

[適用]

平成27年4月1日

議案第11号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正  
する規則について

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する  
規則について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会  
 規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) 総合教育会議に関すること。</u></p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p>(略)</p>

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき市長が設置することとされた総合教育会議について、当該会議に関する事務を教育委員会の部長等に補助執行させることに伴い、教育部教育総務課の事務分掌を変更するため改正する。

[内 容]

教育部教育総務課に総合教育会議に関する事務を分掌させることとする。(第3条関係)

[適 用]

平成27年 4 月 1 日

議案第15号

小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程について

小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程

小田原市教育委員会職員倫理規程（平成13年小田原市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>小田原市教育委員会の職員の倫理の保持については、小田原市職員倫理規程（平成13年小田原市訓令第5号）を準用する。この場合において、同令第1条中「（市長の事務部局及び市長の所管に属する病院に勤務する一般職の職員」とあるのは「（小田原市教育委員会に勤務する一般職の職員」と、同令第8条第2項中「市長の事務部局にあっては小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和42年小田原市規則第3号）別表第1に規定する部長及び同規則別表第2に規定する担当部長の職にある者を、市長の所管に属する病院にあっては同規則別表第3に規定する病院長」とあるのは「小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）別表第1に規定する部長」と、同令附則第2項中「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p>	<p>小田原市教育委員会の職員の倫理の保持については、小田原市職員倫理規程（平成13年小田原市訓令第5号）を準用する。この場合において、同令第1条中「（市長の事務部局及び市長の所管に属する病院に勤務する一般職の職員」とあるのは「（小田原市教育委員会に勤務する一般職の職員（教育長を除く。））」と、同令第8条第2項中「市長の事務部局にあっては小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和42年小田原市規則第3号）別表第1に規定する部長及び同規則別表第2に規定する担当部長の職にある者を、市長の所管に属する病院にあっては同規則別表第3に規定する病院長」とあるのは「小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）別表第1に規定する部長」と、同令附則第2項中「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この訓令による改正後の小田原市教育委員会職員倫理規程の規定は適用せず、この訓令による改正前の小田原市教育委員会職員倫理規程の規定は、なおその効力を有する。

## 小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程

### [改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴う所要の整備を行うため改正する。

### [内 容]

#### 1 教育長が常勤の特別職職員とされることに伴う規定の整備（本則関係）

小田原市教育委員会職員倫理規程の対象となる教育委員会に勤務する一般職の職員から教育長を除外する規定を削除することとする。

#### 2 旧教育長に関する経過措置（附則第2項関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例により在職することとされた旧教育長については、当該旧教育長として在職する間は、この訓令の規定を適用しないこととし、改正前の小田原市教育委員会職員倫理規程の規定は、なおその効力を有することとする。

### [適 用]

平成27年4月1日

議案第12号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1（第2条関係）

事務	職員
(略)	
(1) <u>青少年の体験交流学习に関すること。</u>	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員
(2) <u>青少年指導者及び育成者に関すること。</u>	
(略)	

改正前

別表第1（第2条関係）

事務	職員
(略)	
(1) <u>青少年の体験交流学习に関すること。</u>	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員
(2) <u>青少年指導者及び育成者に関すること。</u>	
(3) <u>塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関すること。</u>	
(略)	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市塔ノ峰青少年の家の廃止に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事務を子ども青少年部長等に補助執行させる規定を削除することとする。(別表第1関係)

[適 用]

平成27年 4 月 1 日



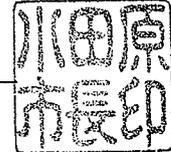
行第44号

平成27年2月25日

小田原市教育委員会

委員長 和田 重宏 様

小田原市長 加藤 憲



小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（回答）

（対平成27年2月19日付け教総第251号）

このことについて、次のとおり同意いたします。

1 変更内容

教育委員会の権限に属する事務の補助執行させる事務から、塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事務を削除する。

2 実施予定日

平成27年4月1日

（事務担当：企画部行政管理課行政管理・監察係 305）

教総第251号  
平成27年2月19日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市教育委員会  
委員長 和田 重宏



小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）  
当委員会が管理及び執行する事務について、次のとおり変更したいので、地方自治法第180条の7の規定により協議します。

1 変更内容及び理由

小田原市塔ノ峰青少年の家条例が廃止されることに伴い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行させる事務から、塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事務を削除する。

2 実施予定日

平成27年4月1日

（事務担当：教育総務課総務係 672）

議案第13号

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の収受)</p> <p><b>第10条</b> 文書取扱責任者は、受領した文書のうち、親展文書その他開封を不相当と認めるものを除き、<u>全ての文書を開封の上、文書の余白（開封しないものについては、封筒）に</u>受付印（様式第1号）を押し、文書受付簿（様式第2号）に所要事項を記入しなければならない。ただし、<u>対内文書、納品書その他教育総務課長が</u>輕易と認める文書は、受付印の押印及び文書受付簿の記入を省略することができる。</p> <p><u>2 到達の日時がその行為の効力又は権利の得喪若しくは変更に係る文書は、前項の規定により取り扱うほか、当該文書の余白に文書取扱責任者が到達時刻を記載し、押印するものとする。</u></p>	<p>(文書の収受)</p> <p><b>第10条</b> 文書取扱責任者は、受領した文書のうち、親展文書その他開封を不相当と認めるものを除き、<u>すべての文書を開封の上、文書の余白（開封しないものについては封筒）に</u>受付印（様式第1号）を押し、文書受付簿（様式第2号）に所要事項を<u>記入すること</u>。ただし、<u>納品書その他</u>輕易と認める文書は、受付印の押印及び文書受付簿の記入を省略することができる。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

市立学校における対内文書等の收受方法について所要の整備を行うため改正する。

### [内 容]

受付印の押印及び文書受付簿の記入を省略することができる文書に対内文書を追加することとするほか、到達の日時がその行為の効力等に関係のある文書は、当該文書の余白に文書取扱責任者が到達時刻を記載し、押印するものとする。

(第10条関係)

### [適 用]

平成27年4月1日

議案第16号

平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針  
について

平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針につ  
いて、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

# 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について

## 1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和36年法律第162号）第27条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施する。

この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とする。また、点検及び評価の結果を議会に報告し、及び公表することにより、市民への説明責任を果たしていくものとする。

## 2 対象事業

学校教育は、小田原市学校教育振興基本計画の基本目標に基づき、また、生涯学習は、おだわらTRYプランに基づき、前年度に実施した事業の中から教育委員会事務局と教育委員が選定する。選定された事業について点検・評価を実施することとする。必要に応じて教育委員による現場訪問を実施する。

さらに、教育委員としての活動についても点検・評価を行う。

## 3 実施方法

事務の流れについては、概ね次のとおりとする。

- (1) 各所管課で自己点検・評価する。
- (2) 教育委員会定例会において、各所管課が自己点検・評価した事業のうち、点検・評価対象事業を選定
- (3) 選定事業について、学識経験者によるヒアリング及び意見交換
- (4) 選定事業について、教育委員によるヒアリング及び現場訪問を実施
- (5) 上記を踏まえ、教育委員の評価・意見、学識経験者の評価・意見を作成
- (6) 教育委員会定例会において、点検・評価案を審議し、議決
- (7) 点検・評価の結果を12月議会に報告し、公表

### 根拠法令条文概略

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 平成27年度 教育委員会事務の点検・評価 スケジュール

平成27年	実施日程
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「方針案」の事務局調整</li> <li>○3/19教育委員会定例会に「方針案」を協議</li> </ul>
4・5・6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学識経験者就任依頼</li> <li>○各所管課で自己点検・評価を実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会定例会において、対象事業を選定</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学識経験者によるヒアリング及び意見交換</li> </ul>
9・10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員によるヒアリング及び現場訪問</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「点検評価(案)」の完成</li> <li>○教育委員会定例会に「点検評価(案)」を提出(議決)</li> <li>○議会へ「点検評価」の提出</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生文教常任委員会にて報告</li> <li>○公表</li> </ul>

議案第 5 号

教育委員会職員の人事異動について

教育委員会職員の人事異動について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成27年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄